

表 2(19) 都民の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	その他（事業計画）（つづき）	
<p>(前ページよりつづく)</p> <p>囲町東地区の補助金がもらえないかかったのは、なぜなのか？中野区役所は、目をそらさないで現実をうけとめなさい。</p> <p>中野区役所は野村不動産と協定書を結んだ。先日情報公開請求で、手に入れて読み終えたところたんぐれそうになった。全てが野村不動産に有利な契約ばかりが書いてあった。</p> <p>更に、中野区役所は、サフリース・ランスターリース契約をしようとしている。まちづくり課企画部長が答弁した。企画部長は、サフリースの恐ろしさをしらない。不動産業の恐ろしさを知らない。</p> <p>まちづくり課最高責任者企画部長は、野村不動産と対等に渡り合える知識が無い。再開発には、あらゆる知識が必須だ。不動産、建築、そして未来を予測する想像力。</p> <p>このまま中野4丁目の事業を進めてゆくと、どうなるか？「中野区役所」は、「野村区役所」になり、「中野区」は「野村区」になってしまう。中野区役所は野村不動産と共同で仕事をすすべるべきでない。あまりにも知識に差がありすぎるからである。野村不動産と仕事を進めたら、とてもわからない負債をかかえることになる。誰が見てもわかる。わからないのは、中野区役所まちづくり課の職員だけである。私達中野区民は、全力で、中野区役所を支えます。</p> <p>酒井区長、勇気ある決断を下して下さい。中野4丁目事業は、たたちに止めなさい。代案を考えましょう。区民と共に。</p>		

表 3(1) 事業段階関係区長（中野区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	全般	
<p>1. 全体的な要望</p> <p>事業の実施に際し、環境影響評価制度の目的である「環境の保全」について適正な配慮がなされ、区民の健康で快適な生活の確保に資するため、必要な対策を講じるとともに、今後も様々な機会を通じて、区民等へ情報提供されたい。</p> <p>また、工事の実施にあたっては、本地区周辺で多くのまちづくり事業が同時期に実施予定であることも踏まえ、関係機関等と十分に協議の上、影響の低減に配慮されたい。</p>	<p>本事業の実施に際しては、環境影響評価制度に基づき手続きを通じて、同制度の目的である「環境の保全」について適正な配慮がなされ、住民の方々の健康で快適な生活の確保に資すること、評価書案に示した環境保全措置を講じること、はもちろんだ。今後の手続き（都民の意見書、周知地域区長の意見、東京都環境影響評価審議会での審議、知事意見）等も踏まえ、事業実施による環境への影響をできるだけ小さくするため、今後も継続して必要な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>本事業では、評価書案に関する説明会のほかにも、中野区主催の「中野四丁目新北口地区・囲町地区都市計画に係る説明会」において本事業の計画概要等について説明を行うとともに、事業者主催の「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 計画概要に関する説明会」においても本事業の計画概要等について説明を行い、情報提供等を行ってまいりました。</p> <p>今後、工事の実施前には、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」(昭和53年10月、条例第40号)に基づき周辺住民の方々に建築に係る計画の内容等について説明会等を実施するほか、工事内容の説明会も実施する予定です。</p> <p>このほかにも様々な機会を通じて、環境影響評価手続きの進捗状況を含めて、周辺住民の方々に適切に情報提供ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、計画地周辺では多くのまちづくり事業が実施予定ですが、こうした状況を踏まえ、中野区により設置されている「中野駅周辺まちづくり事業関連調整会議」において、今後、工事関連調整等が行われる予定です。</p> <p>本工事の実施にあたっては、「中野駅周辺まちづくり事業関連調整会議」を通じて工事情報の共有や工事調整等に協力するとともに、関係機関等とも十分に協議の上で、工事等の重なりによる周辺交通等の影響の低減に配慮してまいります。</p>	

表3(2) 事業段階関係区長（中野区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	騒音・振動	
解体工事に当たっては、騒音・振動などの発生に対する周辺住民の理解を得ることにより周辺住民からの苦情や紛争を未然に防ぐ観点から、工事作業の内容について、事前に周辺住民に対し十分に周知されたい。	解体工事の実施前には工事内容の説明会を実施するなど周辺住民の方々から工事作業の内容を十分に周知し、苦情や紛争の未然防止に努めてまいります。	解体工事の実施にあたっては、評価書案に示した関連車両に係る環境保全措置を講じることがもちろん、中野区により設置されている「中野駅周辺まちづくり事業関連路調整会議」でも連携し、可能な限り周辺開築による交通量変化の情報把握しながら、今後も継続して必要な環境保全措置を検討し、騒音・振動への影響の低減に努めてまいります。
当該建物は高さ約260mの区内ではこれまでない超高層ビルであり、日影の影響範囲は北側の住居系地域等を含み広範囲にわたることから、地域への説明を適切に行うこと。	今後も、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく周辺住民の方々への説明会等の機会を通じて、建築に係る計画の内容・建築物による日影の影響等について適切に説明を行ってまいります。	また、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の対応に関わらず、周辺住民の方々から意見・要望等があった場合は、適切に情報の提供及び説明を行ってまいります。

表3(3) 事業段階関係区長（中野区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	日影	
当該建物は高さ約260mの区内ではこれまでない超高層ビルであり、日影の影響範囲は北側の住居系地域等を含み広範囲にわたることから、地域への説明を適切に行うこと。	今後も、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく周辺住民の方々への説明会等の機会を通じて、建築に係る計画の内容・建築物による日影の影響等について適切に説明を行ってまいります。	また、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の対応に関わらず、周辺住民の方々から意見・要望等があった場合は、適切に情報の提供及び説明を行ってまいります。

表3(4) 事業段階関係区長（中野区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	風環境	
当該建物は高さ約260mの区内ではこれまでない超高層ビルであり、歩行者等の安全確保を最大限考慮した防風対策を講じる必要がある。区がかかわる公共的な事業であることに鑑み、今回環境影響評価書案で示された風環境の影響や防風対策について地域への説明を適切に行うとともに、本案で示された風環境評価指標の領域B（低中層市街地相当）をさらに減する防風対策に取組むこと。また、事後調査においても多角的にその効果の検証を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	風環境の評価は、東京都環境影響評価技術指針等に掲げられている「風工学研究所の提案による風環境評価基準」を用いて行いました。本事業では、計画地及びその周辺の街並みを考慮し、より風環境に配慮した計画となるよう、低中層市街地相当の風環境となる領域B以内を風環境の評価の目標としました。	風環境評価の結果、計画建築物の存在に対し、計画地周辺における風環境の変化はあるものの、防風対策を適切に講じることにより領域Aまたは領域Bを確保できると予測してまいります。しかしながら、本事業では、現況からの風環境の変化が一定程度生じることには留意して、今後の詳細設計においてより更に風環境に与える影響の低減に努めてまいります。
なお、強風時など街路樹への影響等が懸念されるため、本事業実施にあたっては、倒木等への対策について考慮して進められたい。	風洞実験の結果、計画建築物の存在に対し、計画地周辺における風環境の変化はあるものの、防風対策を適切に講じることにより領域Aまたは領域Bを確保できると予測してまいります。	また、工事の完了後には、事後調査において、その効果を検証してまいります。
	計画建築物による圧迫感に対しては、高層棟における高層部と低層部を大庇により分離し、低層部に視線や意識を集め、圧迫感の軽減を図るほか、隣接する中野四季の森公園や中野通り、けやき通りと連続する緑のネットワークを形成し、潤いある景観を形成する計画としてまいります。	なお、本事業における植栽（防風植栽を含む）については、良好な生育が可能となるよう、十分な根入深さの確保に努めるとともに、樹木支柱による倒木を防ぐ対策の実施を検討いたします。

表3(5) 事業段階関係区長（中野区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	景観	
中野区景観方針では周辺の街並みとの調和への配慮を示しているが、本件建物は中野通りや中野五丁目、中野四季の森公園側等への圧迫感が想定される。区がかかわる公共的な事業であることに鑑み、建物の形態、意匠、色彩及び沿道緑化など、様々な工夫により建物の圧迫感の軽減に向けた具体的対策を行うこと。	計画建築物による圧迫感に対しては、高層棟における高層部と低層部を大庇により分離し、低層部に視線や意識を集め、圧迫感の軽減を図るほか、隣接する中野四季の森公園や中野通り、けやき通りと連続する緑のネットワークを形成し、潤いある景観を形成する計画としてまいります。	また、ホール北側は階段状にセットバックと緑化を行います。
	外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮した計画とします。	今後の詳細設計においても、圧迫感に配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。

表3(6) 事業段階関係区長(中野区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	温室効果ガス	
内容	国の温室効果ガス削減目標及び区のゼロカーボン宣言をふまえて、将来における環境負荷を増大させないよう、可能な限りの二酸化炭素の排出削減に取り組むこと。建築物の高断熱化に取り組むとともに、最新の省エネルギー機器等を積極的に導入するなど、二酸化炭素の排出削減につながる技術や手法を検証し、最大限活用すること。	本事業では、国の温室効果ガス削減目標及び区のゼロカーボン宣言を踏まえ、将来における環境負荷を増大させないよう、評価書案に示している二酸化炭素の排出削減に係る環境保全措置を講ずることはもちろん、可能な限りの二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいります。今後の詳細設計においては、引き続き建築物の高断熱化に取り組むとともに、最新の省エネルギー機器等を積極的に導入するなど、二酸化炭素の排出削減につながる技術や手法を検証し、最大限活用するよう努めてまいります。

表3(7) 事業段階関係区長(中野区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	その他	
内容	(1) 道路環境 次に掲げる事項について課題と認識しており、道路管理者及び交通管理者と協議の上、事業を実施したい。 ア) 計画建築物から生じる日陰による長期の路面凍結や積雪 イ) 興行施設や商業施設設置による違法駐車や違法駐輪の発生	引き続き、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、道路環境の保全に配慮した計画となるよう、検討を進めてまいります。

表4(1) 事業段階関係区長(杉並区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	全般	
内容	(1) 住民への説明等 区民に対し、環境影響評価の目的、意義またその内容を工事の施工前、施工中及び完了後等、様々な機会を設けて、積極的な情報提供を行うとともに、区民にわかりやすく周知をしていただくよう求めます。	本事業では、評価書案に関する説明会のほか、中野区主催の「中野四丁目新北口地区・団地地区都市計画に係る説明会」において本事業の計画概要等について説明を行うとともに、事業者主催の「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 計画概要等に関する説明会」においても本事業の計画概要等について説明を行い、情報提供等を行ってまいります。 今後、工事の実施前には、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、また「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の趣旨も踏まえ、周辺住民の方々に建築に係る計画の内容等について説明会等を実施するほか、工事内容の説明会も実施する予定です。 このほかにも様々な機会を通じて、環境影響評価手続きの進捗状況を含めて、周辺住民の方々に適切に情報提供ができるよう努めてまいります。
内容	(2) 区民の意見・要望等 計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等を尊重し真摯にご対応いたたくとともに、意見・要望に対応できるよう、窓口の設置と案内を求めます。	工事の施工中及び完了後においては、住民及び関係者等からの問い合わせ用の窓口を設置し、適切な方法で案内するとともに、問い合わせがあった場合には、真摯かつ適切に対応いたします。
内容	(3) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応 事業において使用する重機等は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期することを求めます。	最新の排出ガス対策型の建設機械や超低騒音型の建設機械の採用に努めるとともに、施工範囲の周囲への仮囲いの設置、計画的かつ効率的な工事工程の検討及び周辺に著しい影響を及ぼさないよう適切な工事方法の検討等の環境保全のための措置を適切に実施し、大気汚染及び騒音・振動等の影響の低減に努めてまいります。
内容	(4) 杉並区における環境保全に関する計画等 杉並区まちづくり基本方針及び杉並区地球温暖化対策実行計画について、現在、新たに策定しているところであり、今後、評価書等の作成にあたっては、それらを反映した内容でご対応願います。	今後、評価書等の作成にあたっては、新たに策定されている「杉並区まちづくり基本方針」及び「杉並区地球温暖化対策実行計画」の公表時期を踏まえ、その内容を反映いたします。

表4(2) 事業段階関係区長(杉並区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染、騒音・振動	
内容	計画地周辺では、他の事業が施工、計画等されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について、可能な限り把握するよう求めます。	本事業の実施にあたっては、評価書案に示した工事用車両及び関連車両に係る環境保全措置を講ずることとはもちろん、中野区により設置されている「中野駅周辺まちづくり事業関連調整会議」でも連携し、可能な限り周辺開発による交通量変化の情報を把握しながら、今後も継続して必要な環境保全措置を検討し、大気汚染、騒音・振動への影響の低減に努めてまいります。

表4(3) 事業段階関係区長(杉並区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	日影	
季節・時間帯によっては、建物の7倍以上の日影が生じる場合があることから、いつでも住民等に説明できるようにご配慮願います。		今後、「中野区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、また「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の趣旨も踏まえた周辺住民の方々への説明会等の機会を通じて、建築に係る計画の内容、建築物による日影の影響等について適切に説明を行ってまいります。 また、上記の対応に関わらず、周辺住民の方々から意見・要望等があった場合には、適切に情報の提供及び説明を行ってまいります。

表4(4) 事業段階関係区長(杉並区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	景観	
高層建築物の外装材などによる反射光等の環境影響がないようご留意願います。また、照明の設置や配光についても、景観や環境への十分な配慮を求めます。		計画建築物の外装材については、大きな反射光を発生させることがないように外装材の選定に留意します。 また、照明の配置や配光については、周囲の環境に応じた夜間の景観や歩行者の安全性等を考慮し計画いたします。

●東京都告示第七百二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区芝浦四丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第七百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第七百十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区板橋二丁目地内)

〔「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。〕

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百二十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八百八十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区板橋二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 芝新宿王子

二 変更の区間 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十二番五地内から同所同番三地内まで

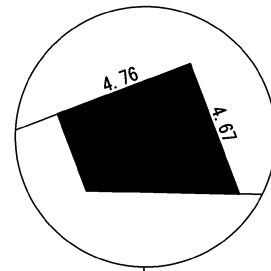
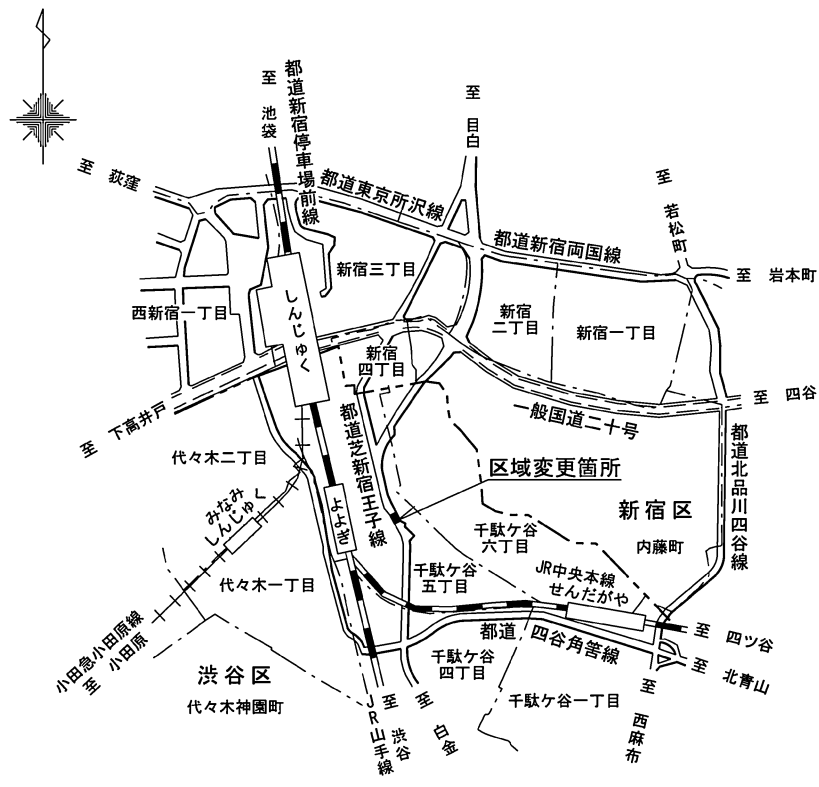
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

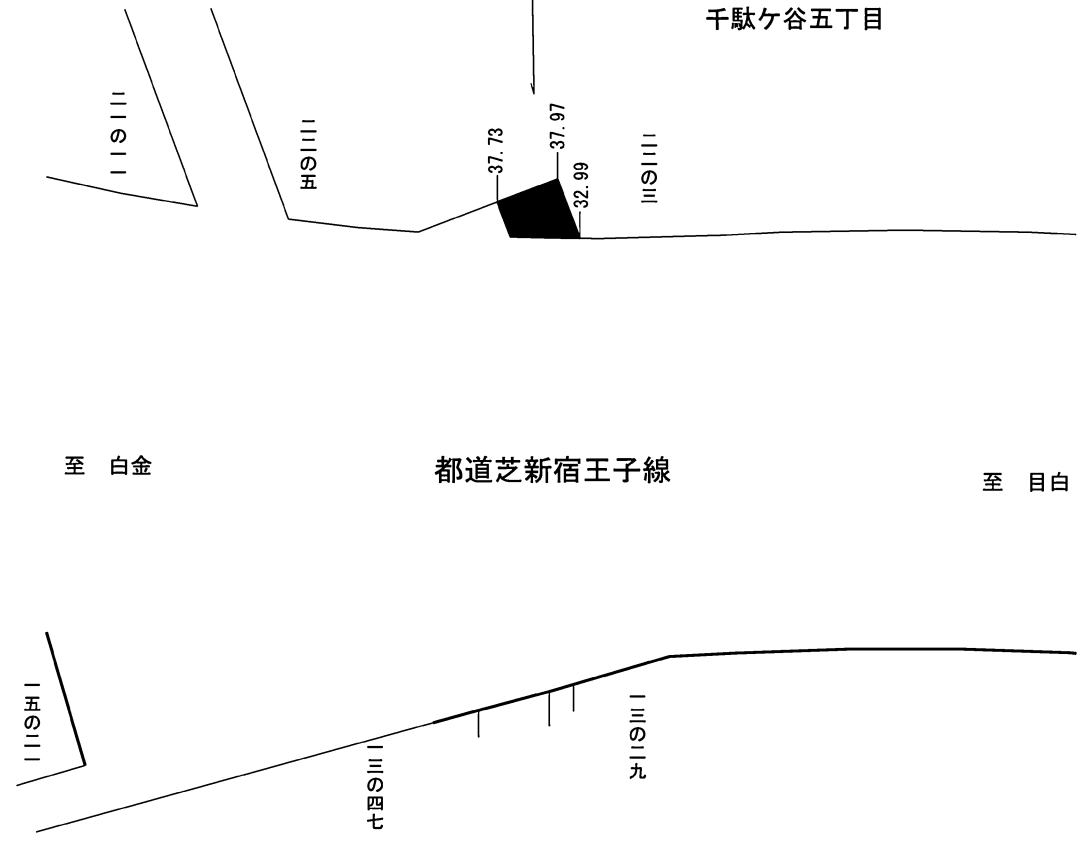
都道芝新宿王子線区域変更略図
渋谷区千駄ヶ谷五丁目地内

編入区域
 特別区道
 都道
 一般国道

延長 六・八一メートル
 面積 一七・七二平方メートル



渋谷区
千駄ヶ谷五丁目



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ビバホーム奥戸街道店
二 店舗所在地 葛飾区奥戸二丁目十四番二十八号
三 設置者名 米山鉄工株式会社
四 設置者住所 葛飾区奥戸二丁目十六番七号
五 変更前の小売業者 株式会社ビバホームの氏名又は名称
六 変更後の小売業者 アークランズ株式会社
七 変更日 令和四年九月一日
八 届出日 令和五年五月八日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和五年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ポンテポルタ千住

二 店舗所在地

足立区千住橋戸町一番地十三ほか

三 設置者名

三菱地所株式会社

四 設置者住所

千代田区大手町一丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

吉田 淳一

六 変更後の設置者の代表者名

中島 篤

七 変更日

令和五年四月一日

八 届出日

令和五年五月十二日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和五年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

イーストコア曳舟商業館

二 店舗所在地

墨田区京島一丁目二番一号ほか株式会社イトーヨーカ堂ほか九名

三 設置者名

千代田区二番町八番地八ほか株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

四 設置者住所

株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

五 変更を行った設置者名

株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

六 変更前の設置者住所

墨田区京島三丁目六十二番二号(有限会社モード・ユキ)

七 変更後の設置者住所

墨田区京島二丁目十九番六号(有限会社モード・ユキ)

八 変更前の設置者の代表者名

戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

九 変更後の設置者の代表者名

山本 哲也(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか二十名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか二十三名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社イトーヨーカ堂ほか五名

十三 変更前の小売業者の住所

新宿区高田馬場一丁目二十九番九号(日OYA株式会社)ほか

十四 変更後の小売業者の住所

新宿区西新宿六丁目十番一号(日OYA株式会社)ほか

十五 変更前の小売業者の代表者名

戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名

山本 哲也(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

十七 変更日

令和四年三月一日ほか

十八 届出日

令和五年四月五日

十九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

<p>二十 縦覧期間 令和五年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 文京グリーンコート</p> <p>二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号</p> <p>三 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 文京区本駒込二丁目二十八番八号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 日本生命保険相互会社</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 松永 陽介</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 清水 博</p> <p>八 変更日 令和五年三月二十五日</p> <p>九 届出日 令和五年五月十六日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 令和五年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和五年六月二日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 西友下井草店</p> <p>三 設置者名 森田興業株式会社</p> <p>四 設置者住所 杉並区下井草二丁目四十一番八号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 四十三台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 十八台</p> <p>七 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側 五十台</p> <p>八 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 七十七台</p> <p>九 変更を行う小売業 株式会社西友</p>
<p>者の氏名又は名称 変更前の開店時刻 午前九時</p> <p>十一 変更後の開店時刻 午前六時三十分</p> <p>十二 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時十五分までほか</p> <p>十三 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時十五分から午後十一時十五分まで</p> <p>十四 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地</p> <p>十五 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地</p> <p>十六 変更日 令和五年六月一日ほか</p> <p>十七 届出日 令和五年五月十六日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和五年六月二日から同年十月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>雑報 東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の結果について</p>

令和五年五月十九日に執行した東京都職員共済組合組合員互選議員補欠選挙に次の者が当選したので、東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公告）第十六条第二項の規定に基づき公告する。

令和五年六月二日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

選挙区	定数	当選者氏名	所属
第三区	一	伊東 杏子	東京消防庁人事部厚生課

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年六月二日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二億四千万枚 七百二十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として二十四単位(二十四ユニット)。ただし、発売状況により、原則

発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

開封式

令和五年七月四日から同年八月四日まで

令和五年八月十八日

令和五年八月二十三日

四	証票金額	当せん金	当せん本数
三	証票型式	一等	一本
二	発売期間	一等の前後賞	二本
一	抽せん期日	一等の組違い賞	九十九本
九	当せん金支払開始期日	二等	百本
八	当せん金の額及び当せんの数	三等	一万本
七	当せん金の額及び当せんの数	四等	十万本
六	当せん金の額及び当せんの数	五等	百万本
五	当せん金の額及び当せんの数	計	百一十二万二千本
四	当せん金の額及び当せんの数	備考	
三	当せん金の額及び当せんの数	一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。	
二	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。	
一	当せん金の額及び当せんの数	注意事項	

十
注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年六月二日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十一回全国自治宝くじ

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
七千万枚 二百十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として七単位(七ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

開封式

令和五年七月四日から同年八月四日まで

令和五年八月十八日

令和五年八月二十三日

四	証券金額	
五	証券型式	
六	発売期間	
七	抽せん期日	
八	当せん金支払開始期日	
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
	一等	四本
	二等	八本
	三等	七本
	四等	十本
	一等の前後賞	七本
	二等	十本
	三等	十本
	四等	十本
計		百十七万七百十二本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

